

報道資料

令和4年8月17日(水)

福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課 担当:馬場・野坂
電話:0742-27-8653(ダイヤルイン)内線:3110、3111

新型コロナウイルス感染症の院内感染事案(クラスター事案)の発生について (飛鳥病院第1報)

飛鳥病院において、これまでに入院患者46名、職員13名 計59名の感染が判明しました。感染状況から、院内感染(クラスター)が発生したと考えられます。

1 発生場所

飛鳥病院(所在地 高市郡高取町与楽 1160)

2 感染者の概要(合計59名)

・経緯:入院病棟A 8月11日に1例の感染を確認。濃厚接触者等の検査結果から、47例の感染を確認。

入院病棟B 8月13日に1例の感染を確認。濃厚接触者等の検査結果から10例の感染を確認。

・感染者内訳:入院患者46名、職員13名

20代1名、30代1名、40代2名、50代8名、60代16名、70代16名、80代14名、90代1名

	入院病棟A	入院病棟B
入院患者	36名	10名
看護助手	8名	-
准看護師	4名	1名
合計	48名	11名

3 県の対応

- ・入院患者の健康観察の徹底と発熱等患者発見時の早期検査実施を指示。
- ・職員の日常生活を含めての感染対策の徹底を指示

4 病院の対応(8月17日0時時点)

- ・関係箇所の消毒実施
- ・入院病棟Aの新規入院を休止(8月11日～)
- ・入院病棟Bの新規入院を休止(8月13日～)
- ・精神科救急患者の受入を一部休止(8月13日～)

感染症法第16条第2項による個人情報保護の観点から、個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。また、関係者等への取材はご遠慮ください。